

# 静岡県教育委員会

## 会議録

平成 24 年度 第 13 回定例

10 月 1 日（月）

静岡県教育委員会委員長 金子容子は、

平成 24 年 10 月 1 日に教育委員会第 13 回定例会を招集した。

- |   |           |                      |              |           |
|---|-----------|----------------------|--------------|-----------|
| 1 | 開催日時      | 平成 24 年 10 月 1 日 (月) | 開会           | 13 時      |
|   |           |                      | 閉会           | 16 時 30 分 |
| 2 | 会 場       | 教育委員会議室              |              |           |
| 3 | 出席者       | 委 員 長                | 金 子 容 子      |           |
|   |           | 委員長職務代理者             | 高 橋 尚 子      |           |
|   |           | 委 員                  | 加 藤 文 夫      |           |
|   |           | 委 員                  | 溝 口 紀 子      |           |
|   |           | 委 員                  | 齊 藤 行 雄      |           |
|   |           | 委 員 (教育長)            | 安 倍 徹        |           |
|   | 事務局 (説明員) | 寺 田 好 弥              | 教育次長         |           |
|   |           | 杉 本 寿 久              | 事務局参事兼教育総務課長 |           |
|   |           | 田 中 潤                | 事務局参事兼学校教育課長 |           |
|   |           | 鈴木 啓 之               | 事務局参事兼学校人事課長 |           |
|   |           | 吉 澤 勝 治              | 教育政策課長       |           |
|   |           | 奈良間 一 博              | 情報化推進室長      |           |
|   |           | 石 川 理 惠 子            | 人権教育推進室長     |           |
|   |           | 原 田 揚 一              | 財務課長         |           |
|   |           | 西 川 誠                | 福利課長         |           |
|   |           | 輿 水 まゆみ              | 小中学校教育室長     |           |
|   |           | 岩 城 明                | 高校教育室長       |           |
|   |           | 渡 邊 浩 喜              | 特別支援教育室長     |           |
|   |           | 塩 崎 克 幸              | 高校再編整備室長     |           |
|   |           | 活 洲 みな子              | 社会教育課長       |           |
|   |           | 柳 田 恭 一              | 文化財保護課長      |           |
|   |           | 松 田 好 道              | スポーツ振興課長     |           |
|   |           | 中 村 孝                | 静岡教育事務所長     |           |
|   |           | 橋 本 勝                | 静岡西教育事務所長    |           |
|   |           | 谷 野 純 夫              | 中央図書館長       |           |
|   |           | 三ッ谷 三 善              | 総合教育センター所長   |           |
|   |           | 渡 邊 聡                | 学校人事課人事監     |           |
|   |           | 宮 崎 文 秀              | 教育総務課総括主幹    |           |

#### 4 その他

(1) 第 27 号議案は、原案どおり可決された。

(2) 報告事項 1～7 は、了承された。

## 【開 会】

委 員 長： ただ今より、教育委員会定例会を開催する。  
今回の会議録の署名は、溝口委員、斉藤委員にお願いする。

## 【非公開の決議】

委 員 長： 議案の審議に入る前に、本定例会の議案の取扱について諮る。  
第 27 号議案及び報告事項 6・7 は調整中の案件であるため、非公開  
としたいと思うが、異議はないか。  
全 委 員： 異議なし。  
委 員 長： それでは、第 27 号議案及び報告事項 6・7 を非公開とする。

## 報告事項 1 緊急地震速報専用受信ソフトウェアの導入

委 員 長： 報告事項 1 頁「報告事項 1 緊急地震速報専用受信ソフトウェアの導  
入」について、奈良間情報化推進室長より説明願う。  
情報化推進室長： <報告事項についての説明>  
委 員 長： 質疑等はあるか。  
溝 口 委 員： これは、全て無料なのか。例えば、年間登録料とかはいらぬのか。  
情報化推進室長： インストール、それから情報の提供等も含めて、無料となっている。  
溝 口 委 員： だから、スポンサーがついてしまう。  
情報化推進室長： はい。  
溝 口 委 員： 予想地点は静岡県庁ということだが、例えば、浜松の高校などでも予  
想地点は静岡県庁なのか。  
情報化推進室長： 予想地点は各都道府県の県庁所在地しか選択ができないので、静岡市  
ということになる。ただ、震源地のマグニチュードについては、例え  
ば、マグニチュード 5.0 とか、7 とか選択でき、有償も無償も変わ  
っておりません。  
委 員 長： その他、質疑等はあるか。  
全 委 員： (特になし)  
委 員 長： 報告事項 1 を了承した。

## 報告事項 2 文化財クローズアップ「古民家の魅力を探る」

委 員 長： 報告事項 3 頁「報告事項 2 文化財クローズアップ「古民家の魅力を  
探る」」について、柳田文化財保護課長より説明願う。  
文化財保護課長： <報告事項についての説明>  
委 員 長： 質疑等はあるか。  
委 員 長： この経理的な処理は大丈夫か。  
文化財保護課長： はい。県で事業費を予算化している。昨年度は東北からお招きするこ  
とについて、皆様にも寄付をいただきながら運営をしたが、今回は予  
算の中で全て行うことになっている。  
斉 藤 委 員： どのような範囲にお知らせし、どのような方がお見えになるのか。  
文化財保護課長： 県民だより等でも御案内しているし、SBSラジオやK-MIXラジ

オでも時間を設けていただき、担当が出演して御案内している。建築に関心がある方も大勢いらっしゃるし、散策がお好きな方もお越しになると考えている。

加藤委員：川崎市の場合だと民家園という形で一定の場所に民家を集合して見学できるようになっているのだが、静岡県の場合には、そのような民家というものが、オリジナルにあった場所に点在しているのか。

文化財保護課長：一箇所、富士の広見公園という所が、バイパス沿いのインターを下りるとすぐにあるが、そこは民家を何軒か移築され、古民家の公園として設置されており、多くの方が見に来ている。

加藤委員：そのまま、あった場所にあるということも良いことですがけれども、見学する側とすれば不便ですよ。これは、現実には所有者が住んでいるのか。

文化財保護課長：住んでいると思う。

加藤委員：現実に使われている所なのですね。

文化財保護課長：はい。このパンフレットの一番後ろに写真があるが、ここに所有者の方がいらっしゃる。

教育長：友田家は民宿のような形で観光客も泊まりましたよね。

斉藤委員：住んでいる方は重要文化財だから非常に管理というか、勝手に使う訳にはいかないということで、保存ということを前提にした住み方をしているのでしょうか。何か管理費用を補助しているのですか。

文化財保護課長：今回の茅葺の葺き替えについても国からもかなりの額の補助が出ているし、県からも補助を出させてもらっている。町からも出ているし、勿論、個人の負担もある。

溝口委員：見学会ではかまどで炊いたご飯は食べられないのか。あるいは、パンフレットの写真を見ると、茅葺屋根を自分たちも積めるような体験ができる感じがするが、どのような体験ができるのか。

文化財保護課長：完成した後なので、新しい黄金色の屋根を見ることはできるが、炊いたご飯までは食べることはできない。

加藤委員：文化財に指定される前に改築してしまわないと大変なことになるといって、壊す人は多い。最近では、大正とか昭和の戦前ぐらいの建物も指定されるケースが出ているようですね。

文化財保護課長：はい。

委員長：先程加藤委員が言われた単独でそこにあるか、あるいは集めるという二つの方法があると思うが、この奈良町の宿という、こちらは集まっていると思うので、そういう視点からもシンポジウムで意見が出るだろう。

文化財保護課長：指定されていないものについても古民家ということで中を改装しながらコンサートをしたり、地域のイベントに使っていただいたりする活動もあるので、そういった紹介も含まれてくると思う。

委員長：その他、質疑等はあるか。

全委員：（特になし）

委員 長： 報告事項2を了承した。

### 報告事項3 学力検証プロジェクト事業

委員 長： 報告事項4頁「報告事項3 学力検証プロジェクト事業」について、  
田中学校教育課長より説明願う。

学校教育課長： <報告事項についての説明>

委員 長： 質疑等はあるか。

加藤委員： 統計的な処理をする時に、神奈川にしても、東京にしても、中高一貫校への進学がある。だから、小学校までに履修したことは中学入試で選抜がかかる。それに対して、静岡県の場合は私立があるといっても、一般的には中学入試が存在しない中でどのような差が出てくるのかを比較してみたらどうか。最終的な我々の目標は、義務教育、ですから中学3年生の卒業時点での学力が他県に劣っていないことが証明できれば6年間の教育が成功したということになると思うので、制度的なあるいは地域的な違いによって、どのような成績が出てくるかも統計的な数字を見てみたい。

溝口委員： 全国学力試験の抽出方法も、無作為というか、それが本県の平均であるかといえば、全く違う訳である。まず、そのところから言うと、例えば、静岡県内で小学校において統一されたテストはないですよ。中学校はありますよね。中学校は全国学力テストと県内で行われている全国テストと比較することで、問題は違うが本県と他県との違いが傾向としてわかると思うし、小学校に関しては、県内の小学生の学力を平均的に見るということができないまま、どうやって調査するのか。

学校教育課長： これも実は19、20、21と全国学力学習状況調査は全学校を対象に行った。その後は2回、抽出である。私たちも抽出が本県全体の学力を物語っているのか、これも検証したいと思っている。方法はまた別途御提案させていただくが、いま考えているのは20年度の一部が抽出校として今回24年度やっている。この抽出校の20年度の結果もあるので本県の全体をきちんと捉えているかどうかは、検証できるのでそこら辺を含めてやっていこうと考えている。加藤委員からいただいた意見も、全国の進学率がわかるのでそういったこととどう関わっているかも検証に含めていきたい。

高橋委員： 35人学級であるとか、理科支援員であるとか、予算をつけているので、そこがしっかりと検証されることが大事だと思う。

委員 長： 長年言い続けたことが形になって感慨もひとしおである。3点ほど申し上げておきたいことがある。1つ目は一番教育で大事なことで、学力をつける上で根底にあることは子どものやる気を出させることである。2つ目は従来の発想だけではなく、これまでやってきた従来のどちらかといえば指導方法、教育手法ということになるが、それだけではなくて、目からうろこの方法も検討の対象に入れてほしい。やる気を起こさせることと連携しているが、やる気を起こさせることの一番の根

本は、ある意味、全部をこちらで決めてしまわないで、ちょっと子どもを学習面で解き放つ、でも結果は問うという手法も海外ではやられている。教育手法とやる気は関連している。ぜひ、従来の手法だけではなく、ちょっと楽しみとか、エンターテインメント性というか、表面上だけを見るとこれが勉強になるかということですが、これがやる気に火を付けることは非常にあるので、そこらも従来の手法だけではなくて、ちょっとだけ検討の段階で意識してほしい。3つ目に先進県における実践内容は新聞で見ましたが視察に行かれるということで、視察先も色々な関連で多様性を持って、従来の良いと言われる所だけではなくて、本当に実質的にやる気を起こさせて、それが結果になっている所を色々な種類に分けて、視察に行っていただきたい。

加藤委員： 学力とは色々な学力を求めている訳だが、もっとも基本になるのは国語力だと思う。ですから、国語力をいかに付けていくかということが、義務教育では一番大事なことだと思う。国語力がしっかりと身に付けば、後で足りなかったことを学び、知るということは、可能だけれども、国語力が充分付かない、人の言うことを理解することができない、あるいは物を読んで、その中の内容が把握できない、また、自分の気持ちを相手に伝えることができないという表現力の問題、それから文章力の問題、このところが私は学問の中の学問というか、学習の中の学習の根幹だと思う。これだけはきちんと教えてほしいと思う。後のことは、気が付いた時に追いつきます。だけど、国語力が無い人は後で追いつこうと思っても非常に難しい、困難を伴うと思う。

溝口委員： 今回の加藤委員の意見に賛同する。大学で授業を展開していて、リテラシー教育と本当に耳にタコができるというか、昔より文章力が落ちているし、書く力が落ちているし、読み解く力が落ちているし、もう一度大学でそれをやっている。ようやく、4年生になって卒業論文を書けるレベルになっていく。学力とは全く異なって、小さいときからの繰り返しの学習の成果だと思う。リテラシーが無いと、基礎学力が無いと、理科の問題も読めないし、それを解答できないと思うので、私は、学力の基本は、リテラシーだとお話を伺って思ったので、ぜひ、それを踏まえて学力検証プロジェクトに盛り込んでいただきたい。

斉藤委員： 国語力が基礎力というのは、私も全く同感です。小学校において年々下がっているのに、中学校では学力が安定して高いというのは一種の謎ですね。これを分析する時に、小学校が悪いと考えないで中学校になったら、なぜ伸びるのだろうかとかポジティブに考えて、加藤委員の話聞いて思ったのだけれども、小学校の時に一生懸命、国語力を含めた基礎能力というものを時間がかかるけれどもやった結果が、中学になって学力が伸びている原因なのかもしれないし、ネガティブに考えないでポジティブな面も評価する必要があるのではないかと思います。

委員長： その他、質疑等はあるか。

全員委員： (特になし)

委員 長： 報告事項3を了承した。

#### 報告事項4 静岡県和学校からいじめをなくすための提言

委員 長： 報告事項5頁「報告事項4 静岡県和学校からいじめをなくすための提言」について、田中学校教育課長より説明願う。

学校教育課長： <報告事項についての説明>

委員 長： 質疑等はあるか。

溝口委員： 「いじめ対応マニュアル」はいつできるのか。

学校教育課長： 5頁の4番に取組として示してあるが、年内には配布を予定している。

加藤委員： この間、土曜日のNHKの番組の中で世界各国のいじめ問題が出ているということで色々と話が出てきたが、いじめられる側は、例えば、発達障害であったり、弱者であったり、いじめやすい相手なのですけれども、そのようないじめやすい弱者が周囲にいた時にいじめるか、いじめないかという判断はいじめる側の子どもたちに問題があるかどうかという捉え方をしていた。我々もいじめのあった高校に委員長と一緒にいくつか行っているけれどもその時に浮き彫りになったことはいじめる側の子どもが何らかの問題を抱えているケースが非常に多い。自分の閉塞感が非常に強く、あるいは自分の思い通りにならないという、そのような理由が学業にある場合もあるが、7、8割は家庭事情からきており、そのような問題を抱えている子どもたちが、鬱憤の対象として弱いものを見つけていじめることがあるので、いじめというのは見つかったらできるだけ早く、加害者の子どもを厳しく責めるということではなくて、その子どもが抱えている問題というのを先生がよく相談に乗ってあげることが大事である。母子家庭の場合もあったり、夫婦仲が悪くて離婚問題があったり、あるいは別居になっている子どもだとか、そのような方が加害者になっているケースが非常に多いことが実際に学校に行ってみ聞きしているもので、そのような子どもたちがほっとする相談相手が手を差し伸べてあげないとどうしてもいじめたくなる、自分の鬱憤を晴らしたいということになっていくのではないか。

高橋委員： いじめ対応マニュアルを作成し、年内に配布するということであるが、案の段階で早めに教育委員に提示していただきたい。これについては、関わっていきたいと思っている。マニュアルを作ることも大事だが、一人ひとりの教職員が気付く心を持つことが大事である。そのあたりも教職員の研修の中で言っていただきたい。

溝口委員： いじめ対応マニュアルで対応できない場面もある。そういう意味ではマニュアルとして出してしまうと、これがバイブルという感じで現場は対応してしまう。逆に、いじめ対応マニュアルさえあれば、みたいなところもあるかもしれないが、それ以外でも対応していくということになると思うが、子ども自身がいじめについて考えるのだけれども、

いじめに負けない強さというか、生きる力をつけていく、勇気とか道徳観とかもそうだが、機会だけではなくて、そのものの強さというのが、いじめている子どもばかり、これまでのいじめの対応というのは、いじめられている子ども自身も問題とか家庭の問題とかがある。いじめられている子どもどうやってケアしていくのか、どうやっていじめからいじめへと続くスパイラルから抜け出せるのかという強さがなければ、ずっといじめは連鎖する。そこに関しては、あまりこれまで議論が無かった気もする。それを踏まえて、いじめ対応マニュアルの中にいじめられている子どもの生きる強さとか勇気とかをどうやって涵養していくのかというところもぜひケアできるとよい。

委員 長： そちらの方も少し盛り込んでいただけるのか。対応というか、臨床的なものだけではなくて、もう少し引っ張っていく力についてですが。

学校教育課長： アメリカなどの例を見ながら検討したい。

委員 長： ここで重大な生徒指導案というものが上がってくるようになった。そして、教育委員はその上がってきたものに対して、市町の管理監督責任ではなく、県に管理監督責任がある直轄の所で、まだ解決していない案件については、都合のつく教育委員が出向いて話を聞いている。加藤委員が言ったように非常に多くのことを含んでいる。どちらかという、非常に大きな括りとして社会の総決算という感じもしている。それに対応するには、それを上手い具合にリードしていく、解消していく、対応していく、非常に大人の判断が臨床的に求められると感じている。それぞれの先生方が、マニュアルだけではなく、人生の機微も加えて、あうんの呼吸で判断していく、わかりにくい言葉で言えば大人の判断だが、そのあたりが必要であるぐらい色々複雑な要因を含んでいると実感している。今日も非公開であるが、そのような報告があるが、そのような対応をしていきたいと思う。

溝口委員： 柔道被害者の会のシンポジウムに行った時に話をした時の反応で静岡県教育委員会では柔道事故の本当の原因が裁判で出てくるのだが行き過ぎた指導だったり、いじめの中の一環でそのような事故が起きたりと、そこはあまり裁判でも語られていなくて、強く打ったから亡くなったのだとか、本当はそのような部分を教育委員会でどのようなことがあったのか、背景について、それをなかなか教育委員会からでは調書として出る時に被害者の家族から見ると非常にギャップがあるという声もいただいて、その中で私は静岡県教育委員会では重篤の場合は実際に現場に行って校長に聞き取りを行っていると言ったら、みなさん驚かれた。静岡県のこの取組は、本当に保護者から見ると意外と知られていなくて、こういった取組は他の講演でも話をするが、ものすごく前衛的というか、開かれた教育委員会で、こういった声がなかなか県民に届いていないというのは、ちょっと残念なのだけれども、第三者委員会を作る前に教育委員会が機能していれば必要ない。第三者委員会までいかななくても、こういった問題を丁寧に傾聴していくこと



が裁判になる前に両者と平等に公平に話し合うという機会が必要だと思う。

委員 長： 現場にいて感じていることだが、将来的でも結構なので検討してもらいたいのだが、いじめ対応マニュアルは、発達段階に応じて、この間、市町協議会でも申し上げたのですが、幼稚園、保育園、小学校、中学校、高等学校、それぞれ現場の先生が見て活用できる物を作るためには発達段階に応じて作らないと、なかなか総花的には読み飛ばすことになるかなと感じている。

加藤委員： 学習指導と生活指導というか、セラピー的な対応と分けていかないと難しいのかなと思う。心療内科でも先生と患者の間には恋愛感情に近いような信頼関係が生まれることが多い。学校の先生が一生懸命になって、子どもの家庭の問題だとか、色々な悩みに入り込んでいくと、今度は抜け出せなくなっていて、今まで不祥事でおいせつだとか我々は簡単に裁いてきたが、その中に入り込んで先生方の苦悩を思うと感情移入している。その中で恋愛感情に近いような感情が両者に生まれて、結果として不祥事という形で裁かれているケースも何件かあったと思う。だから、日常的に接する学校の先生が、家庭問題まで入るということになれば、先生に非常に大きな負担がかかるので、スクールカウンセラーを活用するなり、ここ以上入り込んでしまったならば、ちょっと生徒と先生の関係からもっと親密な関係になってしまいそうだという不安が出てきた時に先生を助けてあげるような手段を講じていかないと、せっかく先生が一生懸命になって、つまらない不祥事を起こして、おいせつのレッテルを貼られて学校を辞めさせられるのはいかにも勿体ない気がする。そこのところのけじめをつけさせるような生徒と先生の間の一つのけじめをつけさせるようなシステムを持っていないといけない。我々も教育委員として起きたことに対して裁かざるを得ないから今まではかなりきつい処分を出してきたのだが、先生に同情する部分は事例の中で半分ぐらいあるというのが我々の偽らざる心境です。

学校教育課長： 御意見を聞いていると年内にできるか心配だが、いただいた御意見をしっかりと受け止めてなるべく早急に進めていきたい。

委員 長： その他、質疑等はあるか。

全委員： (特になし)

委員 長： 報告事項4を了承した。

## 報告事項5 監査結果に関する報告

委員 長： 追加報告事項1頁「報告事項5 監査結果に関する報告」について、杉本教育総務課長より説明願う。

教育総務課長： <報告事項についての説明>

委員 長： 質疑等はあるか。

溝口委員： 非常勤職員の不適切な業務管理だが、正規職員は職員団体にほとんど

入っているのだろうが、非常勤職員は労務管理などに対して自分たちが主張する機会を持っていたり、職員団体の中に含まれていたりするのか。

教育総務課長： 含まれていない。

溝口委員： そのような脆弱な立場の中で今度の事件が起きた。場合によってはまだ救いきれていない部分があるかもしれない。これは、学校事務の職員なのか。

教育総務課長： 昨年度まで勤務していた運転手である。

加藤委員： 我々の知っている方ですか。

教育総務課長： はい、そうです。勿論、正規の職員から再任用、そして、非常勤と移ってきたので、その都度、本人に確認しながら、そして労働局と相談しながらきた訳ですが、そのこのところで解釈のズレが生じてしまったことが私たちの反省であります。今後はこのようなことがないように対応していきたい。

溝口委員： この方は、以前は正職員だったのか。

教育総務課長： はい。その後、再任用になって、非常勤になった。昨年度末で退職し、今年度からは新しい運転手になっている。

溝口委員： この件があって退職することになったのか。

教育総務課長： そうではない。

加藤委員： 本人から訴えがあったのか。

教育総務課長： 特にない。監査で解釈が違うのではないかと指摘を受けた。それについては、今後は適切に対応していきたいと考えている。

溝口委員： 深夜勤務とは何か。

教育総務課長： 少し遠くまで出張があった際に運転していただき、渋滞に巻き込まれ遅くなってしまった部分なのだが、我々の変形労働時間制で対応できると解釈していたので特に手当てはしていなかった。それが難しいということになれば、当然、超過の部分も調べなければいけないのではないかとこの指摘である。予想できれば手当てはしていたが、実は伊豆の方に業務で行っており、帰りに渋滞にはまってしまったという特異な状況であったため、やむを得ず、このような形になった。

溝口委員： 運転手の労務規定は別途に設けられているのか。

教育総務課総括主幹： 非常勤職員の要綱があり、その中に運転手も含まれている。

溝口委員： 現在はドライバーについて何時間労働とか規定が決められている中で、ある意味、県庁のドライバーに関する規程が時代の流れと共に変わってきているので、そのギャップというか、認識が旧体制になっているということはないか。

教育総務課総括主幹： 規定上は可能な要綱になっているのだが、7時間45分という県の規定では認められていないということであった。こちらとしてみれば、認められているという認識でいた。

溝口委員： 教育委員会でドライバーに関する規定も検討しなければならない。

教育総務課長： お互いに解釈がずれてしまってスタートした部分があった。今回の

処理の段階でもう一度確認していく。また、現在お願いしてある方にはそのようなことがないように十分に配慮していきたい。

溝口委員： 渋滞とかは読めないし、どんな事態があるかわからない状況で、運転手は搭乗者の命を守っており、労働条件もケアしてあげないと事故も起こりうるので、教育委員会だけでなく、人事委員会も含めて検討していただきたい。

教育次長： 普通は、知事部局の正規職員がドライバーを務めている。営業でやっている訳ではなく、県の職員として車の運転を業務として行っているので、営業バスの運転手とは違っている。

加藤委員： 運転手の労働は一般ではものすごく厳しい。だから、本人から文句が出たのではないのだろうと思ったのは、約束上、運用が違っているという規則的なことで文句が出たのでしょうけれど、本人からはなかなか文句が出ないのだろう。社会的に問題になっているのは、運転手は労働条件が劣悪な状態で請負契約のような形をどこでも取っている。民間企業で運転手を雇うような会社は無くなった。派遣会社から運転手を派遣してもらい、車だけ会社で購入した方が、はるかに労務管理上やりやすい、そのくらい、一般的な運転手の労働条件は劣悪になっている。だから、長距離バスに限らない。むしろ、役所の運転手の問題よりか、社会全体の運転手に対する条件を変えていくことが先決なのかなと思う。

教育総務課長： 先ほども説明したが、変形労働時間を前提に考えていたので、超過した時にはその分を他のところでという形でやっていた。その点では理解してもらっていたのかなと思いますし、現状も負担がかからないように遅くなる時には教育長が行った時でも帰りは新幹線で帰ってくるとか、そのような形の対応もしつつあり、いまいただいた御意見を踏まえて法律に則ってきちんとやっていきたいと考えているので御理解をいただきたいと思っている。

委員長： 文化財保護課の調査集計業務委託については、個人になのか、組織になのか。

文化財保護課長： 組織である。

委員長： どこかというのは聞けるのか。

文化財保護課長： 平野美術館に委託をしていた。

委員長： そのような美術館に業務委託することは通常か。

文化財保護課長： 色々な業務があるので、内容によって相手を決める。この場合は緊急雇用であったのでそちらにお任せした。

委員長： 復命書が欠けていたのか。

文化財保護課長： 3月末に納品があつて、検査はしている訳だが、書類として復命書、通知書が欠けていたということなので、今後は年度をまたいでの処理についても複数でチェックをしあうなど適切に処理をしたい。

委員長： その他、質疑等はあるか。

全委員： (特になし)

委員 長： 報告事項 5 を了承した。

【会議の非公開】

委員 長： ここで会議を非公開とする。

**<非>第 27 号議案 平成 24 年度県議会決算特別委員会に提出する報告書**

**<非>報告事項 6 重大な生徒指導事案報告**

**<非>報告事項 7 いじめ問題に関する緊急調査結果**

【閉会】

委員 長： 以上で、本定例会の議事はすべて終了した。  
これをもって、平成 24 年度第 13 回教育委員会定例会を閉会とする。